

埼玉県精神科救急医療システム連絡調整委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県の精神科救急医療システムの円滑な運営並びに関係機関及び団体等の緊密な連携を図るとともに、適正な運営がなされているか検討するため、「埼玉県精神科救急医療システム連絡調整委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別記に掲げる機関をもって構成する。

- 2 委員会には議長及び副議長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員会においては、必要な構成員を追加することができる。

(議長等の職務)

第3条 議長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、議長が県と協議し、県において招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、別記に掲げる機関以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健医療部疾病対策課精神保健担当において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年8月1日から施行する。

別記

- (1) 埼玉県精神科病院協会（輪番病院）
- (2) 埼玉精神神経科診療所協会（輪番診療所）
- (3) 埼玉医科大学（常時対応施設）
- (4) 埼玉県消防長会
- (5) 消防防災課
- (6) 精神保健福祉センター
- (7) 医療整備課
- (8) 疾病対策課
- (9) 精神医療センター